

## 日本国国土交通省とタイ王国首相府との間の 水防災協働対話の枠組に関する覚書(仮訳)

日本国国土交通省とタイ王国首相府(以下「両機関」という。)は、水災害の経験及び知識を共有するとともに、水防災上の課題に対応して協働することにより、両国の水災害管理能力を持続的に強化することを希望して、水防災分野における効果的かつ持続的な協力を促進する「防災協働対話」の枠組での協力を実施することを決定した。

### 1. 協力の方法

- (1) 防災協働対話は、幹部職員やリソースパーソンが参加したワークショップ、会議又は現地視察により行う。幹部職員やリソースパーソンが相手国へ訪問する際には、各省は防災協働対話の機会を設けることを促進する。
- (2) 防災協働対話を通じ、両機関は、水防災分野における技術・ソリューションとニーズ・課題の適合を希求する。
- (3) 防災協働対話をより生産的なものにするため、両機関は、産学官の各界から、ニーズ・課題又は技術・ソリューションに関連する知識や技術に通じた人材を集めるよう努める。
- (4) 防災協働対話を効率的で持続的な取組となるようにするため、
  - (a) 両機関のいずれかが水防災分野の新たなニーズ／課題を確認したときに、他方に通知し、当該ニーズ／課題に適合する技術／ソリューションを照会することができるものとする。
  - (b) 両機関のいずれかが水防災分野の新たな技術／ソリューションを確認したときに、他方に通知し、当該技術／ソリューションに適合するニーズ／課題を照会することができるものとする。

### 2. 協力の内容

両機関の協力の内容は、水防災分野における、以下に示すものを含む。ただし、これらに限定されるものではない。

- (1) 水防災分野に関連する効果的かつ強固な技術
- (2) 堤防、ダム、排水機場、水門等の既存施設の保守、運用、改良
- (3) 水災害に係る事業継続マネジメント
- (4) 水防災分野における人材開発

### 3. 協力の期間

本覚書に基づく協力は、署名の日から開始され、2015年12月31日を期限として実施される。それ以降は、期限の30日前までの間に両機関のいずれかから文書による申し出が無い限り、3年単位で協力の期限を自動的に延長するものとする。

2013年9月12日にバンコクで、英語により二通を作成した。それぞれが各一通を保有する。

日本国国土交通省を代表して

タイ王国首相府を代表して

太田 昭宏  
国土交通大臣

プロートプラソップ スラスワジ  
副首相